

新型コロナウイルス感染症に関する 個人の方向け支援制度および相談窓口について

新型コロナウイルス感染症に関連して、市民のみなさんに対して次のような支援を行っています。
(令和2年6月9日時点)

詳しい内容は、それぞれの相談窓口にお問い合わせください。

1 生活資金の支援

	支援制度名等	対象	内容	問い合わせ先
給付金	特別定額給付金の支給	令和2年4月27日に山陽小野田市の住民基本台帳に記載されている人	1人につき10万円を支給します。 【申請手続き】 ①オンライン申請(マイナンバーカードを持っている世帯主) ②郵送申請 期限：令和2年8月31日(月) (消印有効) ※申請書に必要事項を記入・必要書類貼付のうえ、市に返送	新型コロナウイルス対策室 ☎ 81-5670
	子育て世帯への臨時特別給付金の支給	令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当の受給者	児童手当を受給する世帯に対し、対象児童1人につき1万円を支給します。(公務員を除き6月8日に振込) ※特例給付受給者を除く	子育て支援課 子育て支援係 ☎ 82-1175
傷病手当金	国民健康保険傷病手当金の支給	新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いがあるため就労できなかった国民健康保険被保険者	就労ができず、給与の全部または一部を受け取ることができなかった場合に傷病手当金を支給します。	国保年金課 国保係 ☎ 82-1179
	山口県後期高齢者医療制度の傷病手当金支給申請の受付	新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いがあるため就労できなかった後期高齢者医療制度の被保険者	山口県後期高齢者医療制度の傷病手当の支給申請の受付を行います。	国保年金課 年金高齢医療係 ☎ 82-1209
生活困窮に関すること	住居確保給付金の支給	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、離職等により経済的に困窮し、住居の喪失または喪失のおそれのある人	一定の要件に該当する場合に、原則3か月の家賃相当額を家主へ支給します。 【支給上限額】 ・単身世帯：3万円 ・2人世帯：3万6千円 ・3人～5人世帯：3万9千円 ※収入要件・資産要件等あり	市社会福祉協議会 (地域生活支援センター) ☎ 38-8348 ☎ 0120-83-2344
	緊急小口資金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付をします。 【貸付上限額】 ・学校等の休業、個人事業主等の特例の場合は20万円以内 ・その他の場合は10万円以内	市社会福祉協議会 (地域生活支援センター) ☎ 38-8348 ☎ 0120-83-2344